

令和2年度特別措置 剣道初～三段冬季審査会受審資格について

<初段を受審できる人>

1級を有し、平成19年11月29日以前に生まれた人

例

- ・秋の審査会で不合格になった人
- ・秋以前に受審資格があったが、受審できなかった人
- ・秋の級審査で1級を取得し、平成19年11月29日以前に生まれた人

<二・三段を受審できる人>

夏までに受審資格ができた人(夏季審査があれば申し込めた人)

例

- ・夏までに受審資格を有し、秋の審査会で不合格になった人
- ・夏までに受審資格を有し、秋に受審できなかった人

<秋に二・三段の受審資格ができた人>

冬の審査会に申し込むことはできません

※ただし、秋の審査会で実技は合格したが形が不合格だった人は、冬に形を再受審できます